

東村山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東村山市国民健康保険条例（昭和 35 年東村山市条例第 5 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 国民健康保険法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 28 号）の公布に伴い、本案を提出するものであります。

東村山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東村山市国民健康保険条例（昭和35年東村山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

東村山市国民健康保険条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(保健事業)

第10条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康保持増進のために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康相談
- (2) 健康診査
- (3) その他健康の保持増進のために必要な事業

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

旧 条 例

(保健事業)

第10条 市は、法第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康保持増進のために、次に掲げる事業を行う。

- (1) (同左)
- (2) (同左)
- (3) (同左)